

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始 1 年目・交付開始 1 年目 (7~12 月分)

(宛先) 松山市長 殿

案内文を参考に何年目かを記入してください。

令和 年 月 日

氏名 松山 太郎

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日(土)第214号)農務次官依命通知)別記2第6の2の(6)の規定に基づき就農状況報告書を作成します。

氏名を記入してください。

1. 独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。)(就農準備資金の交付を受けた者は必須。経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。))

既に就農している	年 月 日就農
まだ就農していない※	

※まだ就農していない場合は、以下の欄

報告期間である半年間の実績を記入してください。

2. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等
愛媛県試第28号(施設)	10a
伊予柑	50a
せとか	10a
きゅうり	5a
合 計	75a

報告期間である半年間の実績を記入してください。

農業経営の構成(交付対象者本人・家族労働力)	氏 名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄(法人経営にあたっては役職)	年間の農業従事日数※	担当業務
	松山 太郎	30	本人	200	全作業
	松山 花子	60	母	50	収穫・選別
雇用労働力	(人・日※)				

※1日の農業従事時間を8時間で換算

現時点で、受給者本人名義で農業委員会を通して農地のみ記入してください。別紙の「農地一覧表」と数値が合うよう注意。

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地		●	10a
	借入地		●	60a
	内訳 (平成30年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入)	親族から		
		第三者から		
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
	きゅうり	全作業	5a	3 t
作業		作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	受給者本人が特定作業受委託契約に基づいて耕作している場合(要契約書)、実際に栽培している品目ごとに記入してください。			
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載
「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。
作目別、期間作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

4. 前年の世帯全体の所得（資金含む）＊1

※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)
※本欄は交付主体等の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (□有 □無) 【所見】

5. 農業経営基盤強化準備金 (※) (どちらかにチェックする。)

	積み立てている
✓	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営者共済基金として積み立てた場合、この積立額について、個人は

案内文を参考にそれぞれサポートチーム名を記入してください。

準備金」と

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

報告期間中にサポートチームに相談した内容や今後相談していきたいと考えていることについてご記入ください。

7. 報告対象期間における都道府県主体の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※要綱別記1の第7の2の（12）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

☐	参加した
☒	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

☒	加入している
☐	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	（例）園芸施設共済
----------------	-----------

ハウス等の施設を所有する場合、園芸施設共済等の保険に加入しなければいけません。
該当する方はここに記入し、確認できる書類を提出してください。

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(就農準備資金の交付対象者については別紙様式第1号の研修計画の「2 就農時に係る計画」、経営開始資金の交付対象者については青年等就農計画並びに別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)
昨年定植したせとかの管理	有機肥料を1ヶ月ごとに施用。かん水頻度を増やした。	昨年よりも樹勢が強くなっている。
伊予柑の収量増	老木を中心に縮間伐を行った。	作業効率が上がり、正品率の向上が期待できる。

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること)*2
2. 経営開始資金交付対象者は、決算書*3及び確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。)
- 準備資金交付対象者は、確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し
3. 通帳及び帳簿の写し*4
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*4
- (変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)
5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*5
6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付*3

*1 7月の報告の際のみ記入する。

*2 就農準備資金研修終了後については、就農後、交付期間の1.5倍(別記2第5の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。

*3 経営開始型の交付期間のみ添付する。

*4 親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する(就農届(別紙様式第14号)で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)

*5 就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。